

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県防災対策推進条例	公 布 日	平成21年3月25日
条 例 番 号	平成21年三重県条例第8号	直 近 改 正 日	なし
所管部局課	防災対策部防災企画・地域支援課	電 話 番 号	059-224-2184
条例の概要	三重県の防災対策に関する基本理念、各主体の責務・役割、災害が発生した場合における被害の軽減を図るための施策についての基本的な事項等を定めるものである。	条例の 類型	理念型 規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	本条例は、風水害を含む自然災害全般への対応、新たな課題(災害時要援護者対策、孤立地区対策、心のケア対策等)への対応等を図るため、従前の「三重県地震対策推進条例(平成16年)」を全部改正し、平成21年3月25日に施行したものであり、条例の目的は現在も妥当性を有している。また、南海トラフ巨大地震等の大規模地震の切迫性が指摘されるなか、条例の必要性も高まっていると考える。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進するため、公的な関与は必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	
	条例以外的手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。 )。	はい	自助、共助、公助の理念のもと、防災対策を推進するためには、県の規則、要綱ではなく、条例の規定に基づき、推進することが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。 )。	はい	おそれはない。例えば、条例第18条において、「文化財保護法その他の法令及び条例の規定に違反しない限りにおいて、…」の規定を盛り込んでいる。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョンの施策及び緊急課題解決プロジェクトにおいて、防災対策の取組を位置づけており、整合性は図られている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年3月の全部改正の際、必要な規定を盛り込んだところであり、一部であっても規定を廃止した場合は、防災対策の推進に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	県民、自主防災組織、事業者、市町と、相互に連携を図る旨、規定している。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、点検項目の全てを満たすものであり、改正の必要はないと考える。		無	無